



●福祉事務所が設置される《たちばなケアプラザ》
業務は4月2日から開始します

4月1日から 周防大島町福祉事務所を設置します

4月1日から山口県内の町では最初となる福祉事務所を設置します。

このことにより、これまで県が行っていた生活保護や児童扶養手当の認定、給付などの事務や母子相談・家庭相談業務を町が行うことになります。

町が福祉事務所を設置することにより、福祉サービス全般を総合的、一体的に提供することとなり、保健・介護サービスとの連携がより強化され、きめ細かな対応や状況把握ができるようになります。

福祉事務所は、福祉課をもって充てるため、これまでの福祉課の事務に加え、県から次の事務が移管されます。

■生活保護に関すること

生活に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護の認定や相談業務を行います。

■児童扶養手当に関すること

母子・父子家庭の児童や父または母が重度の障害の状態にある児童の健全な成長を支援するため、手当の支給や相談業務を行います。

■特別障害者手当に関すること

在宅の重度障害者の負担を軽減する

ため、手当の支給や相談業務を行います。

■母子相談に関すること

母子家庭および寡婦の自立を支援するため、母子自立支援員を置き、相談業務を行います。

■家庭児童相談に関すること

家庭における健全な児童養育を支援するため、家庭児童相談室を設置し、相談業務を行います。

■助産施設・母子生活支援施設に関すること

経済的な理由により、入院助産が困難な妊産婦や家庭事情のある母子の保護・支援を行うため、施設入所や相談業務を行います。

周防大島町福祉事務所

〒742-2806

周防大島町大字西安下庄3920番地21

たちばなケアプラザ内

☎0820(77)5505

FAX

0820(77)5111